

2017年4月7日

第32回家電製品アドバイザー資格試験の出題ミスと取り扱いについて

本年3月8日（水）に実施しました「家電製品アドバイザー」の試験におきまして、下記の通り出題ミスがありましたので、慎んで受験者の皆さまにお知らせいたします。

< 該当の設問と訂正内容 >

3月8日（水） CSと関連法規 問16（イ）

該当問題	設問内容
平日13の設問 （穴埋め問題）	（イ）における、問題となる廉売の態様としては、「正当な理由がないのに、供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給」する場合と、「不当に低い対価で供給」する場合の2つがあり、このような廉売によって、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」がある場合に不当廉売に該当する。
ホームページ上で公開していた（イ）の 正答	②家電ガイドライン
訂正内容	他の設問用に準備した語句「⑦独占禁止法」が（イ）の解答として当てはまる。よって、上記（イ）の設問は、所定の「②家電ガイドライン」と「⑦独占禁止法」の2つの解答が正解であると考えられる。 ・ 設問にある2つの不当廉売の態様は前者が独占禁止法、後者が独占禁止法に基づく公正取引委員会告示で定められている。 ・ したがって、テキストに基づく所定の正答「②家電ガイドライン」に加え、解答語群中の「 <u>⑦独占禁止法</u> 」も正答といえる。

< 採点上の取り扱い >

上記設問の解答として、「②家電ガイドライン」と「⑦独占禁止法」の2つを正解とする。